



## 告示第4号

東京都島嶼町村一部事務組合同規約（昭和26年9月26日総地収第278号許可）第10条の規定に基づき、東京都島嶼町村一部事務組合の管理者を次のとおり定める。

令和5年5月15日

東京都島嶼町村一部事務組合  
管理者 青 沼 邦 和



- 1 東京都島嶼町村一部事務組合管理者  
青 沼 邦 和（東京都新島村長）
- 2 管理者の任期  
令和5年5月15日から東京都島嶼町村一部事務組合同規約第10条第2項の規定により町村長の任期の日まで